

養育医療給付の申請について

1 制度の概要

港区に居住する未熟児で、指定養育医療機関の医師が入院を必要と認めた乳児（1歳未満）に対し、入院医療費等の助成を行います。

2 対象

出生体重2,000g以下の乳児、又は生活力が特に薄弱で一定の症状を示す乳児が対象です。

※詳しくは、指定養育医療機関の担当医にご確認ください。

3 申請書類

次の1～7は必ず提出してください。

No	必要書類	備考
1	養育医療給付申請書	保護者が記入してください。 *入院日から3か月以内に申請してください。
2	養育医療意見書	担当医師が記入してください。 *3か月以内に発行されたもの
3	世帯調書	保護者が記入してください。（世帯構成者全員を記入してください。） 保護者（父・母）と受診されるお子様の個人番号をご記入ください。
4	同意書	保護者（父、母）が自署してください。
5	健康保険証のコピー	お子様のものが必要ですが、保険証ができていなければ、 <u>お子様が加入予定の保護者のもののコピー</u> をご提出ください。
6	保護者（父・母）とお子様の個人番号を確認する書類	個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票又は住民票記載事項証明書のいずれか1点ずつ 【郵送で申請する場合】→コピーを提出してください。 【窓口で申請する場合】→窓口にご持参ください。職員が直接確認し、ご返却します。
7	申請者の本人確認ができる書類 （確認証Aまたは確認証B）	確認証A（1点） 本人の顔写真、氏名、生年月日または住所が掲載されている官公署の発行した証（個人番号カード、免許証、パスポート、在留カード等） 確認証B（2点） 上記の他、本人の氏名と、生年月日または住所が掲載されている証（保険証、社員証、学生証、カード等） 【郵送で申請する場合】→コピーを提出してください。 【窓口で申請する場合】→窓口にご持参ください。職員が直接確認し、ご返却します。

8～9の書類は場合により提出が必要です。

8	保護者（父・母）のそれぞれの所得関係書類	<p>《次のいずれかを提出してください》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民税課税（非課税）証明書、住民税額決定通知書、確定申告書のコピー（税務署受付印のあるもの）、源泉徴収票のコピー <p>《申請月によって対応する資料が異なります》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請月</th> <th>・住民税課税（非課税）証明書 ・住民税額決定通知書</th> <th>・確定申告書コピー ・源泉徴収票コピー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年4月～6月</td> <td>平成29年度</td> <td>平成28年分</td> </tr> <tr> <td>平成30年7月～平成31年6月</td> <td>平成30年度</td> <td>平成29年分</td> </tr> </tbody> </table> <p>《ただし、下表にある基準日に港区に住民登録のある方は、原則提出不要です》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請月</th> <th>基準日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年4月～6月</td> <td>平成29年1月1日</td> </tr> <tr> <td>平成30年7月～平成31年6月</td> <td>平成30年1月1日</td> </tr> </tbody> </table>	申請月	・住民税課税（非課税）証明書 ・住民税額決定通知書	・確定申告書コピー ・源泉徴収票コピー	平成30年4月～6月	平成29年度	平成28年分	平成30年7月～平成31年6月	平成30年度	平成29年分	申請月	基準日	平成30年4月～6月	平成29年1月1日	平成30年7月～平成31年6月	平成30年1月1日
		申請月	・住民税課税（非課税）証明書 ・住民税額決定通知書	・確定申告書コピー ・源泉徴収票コピー													
		平成30年4月～6月	平成29年度	平成28年分													
		平成30年7月～平成31年6月	平成30年度	平成29年分													
申請月	基準日																
平成30年4月～6月	平成29年1月1日																
平成30年7月～平成31年6月	平成30年1月1日																
9	その他の書類	<p>該当者のみ提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給世帯であることの証明書（申請時点のもの） ・「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けていることを証明する書類 															

4 給付について

- (1) 医療券の交付は、申請から3週間程度かかります。医療券がお手元に届く前に病院から医療費の請求があった場合は、現在手続き中であることを伝え、支払いについては、病院とよくご相談ください。(なお、書類に不備があった場合は交付が遅れてしまうことがありますのでご了承ください。)
- (2) 医療券が交付された方は、必ず㊦医療証と同時に医療機関窓口へご提示ください。
- (3) 保険適用の費用は養育医療給付及び㊦医療証により助成されます。
- (4) ㊦医療証についての詳しい手続きについては子ども家庭課（電話：3578-2111（港区役所代表））にご確認ください。

5 実施期間

指定養育医療機関（詳しくは都道府県のホームページをご覧ください。）

6 申請書等配布・提出先 問い合わせ先

みなと保健所 健康推進課 地域保健係

〒108-8315 港区三田 1-4-10

TEL 6400-0084

- ・手続きに関する詳しいお問い合わせはみなと保健所へお願いします。
- ・郵送での手続きも可能です。

各地区総合支所区民課保健福祉係でも申請書等配布・提出ができます。

芝地区総合支所 区民課保健福祉係

麻布地区総合支所 区民課保健福祉係

赤坂地区総合支所 区民課保健福祉係

高輪地区総合支所 区民課保健福祉係

芝浦港南地区総合支所 区民課保健福祉係